平成２４年（フ）第３２号
熊本県阿蘇市黒川1193番地　森アパート６号
債務者　伊藤　淳一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１４３８０号
東京都板橋区高島平１丁目34―６―306
債務者　菊地　信子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３８１号
東京都練馬区東大泉１丁目16―12
債務者　松林ノリ子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４９９号
東京都東久留米市浅間町２丁目27―３
債務者　内山玉珠・嶋森玉珠こと　葉　　玉珠
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５０５号
東京都練馬区高野台５丁目33―１―203
債務者　齋藤　清重
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１０号
東京都台東区千束３丁目６―８―902
債務者　藤田　　昭
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１１号
東京都杉並区和泉１丁目２―13　清水荘
債務者　毛塚　　進
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１２号
東京都杉並区和泉１丁目２―13　清水荘
債務者　毛塚　愛子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２１号
東京都練馬区貫井３丁目12―31―30
債務者　松井　豊人
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２５号
埼玉県蕨市塚越５丁目46―16―507
債務者　桑名　勇一
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３０号
東京都台東区千束１―16―９―801、住民票上の住所東京都台東区西浅草３丁目６―６
債務者　萩野　美穂（旧姓寺田・石井）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６１号
東京都江東区東雲２丁目３―27―210
債務者　島　久美子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６６号
東京都東大和市中央１丁目1134―47
債務者　栗山　　広
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６７号
東京都東大和市中央１丁目1134―47
債務者　栗山　弥生
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６８号
千葉県八千代市八千代台東３丁目８―13
債務者　越川　深雪
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部